

○ 令和8年度秋田県立大学秋田キャンパス自動車等燃料単価契約に係る見積書等の提出について

令和8年度秋田県立大学秋田キャンパス自動車等燃料単価契約について、次のとおり見積書等の提出を求めるので、公告する。

令和8年3月25日

公立大学法人秋田県立大学 理事長 福田 裕穂

1 見積書等の提出を求める事項

(1) 契約の名称

令和8年度秋田県立大学秋田キャンパス自動車等燃料単価契約

(2) 契約内容等

見積書等提出説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

2 参加する者に必要な資格

(1) 公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 自動車燃料のため、給油に支障がないよう県立大学から半径5km以内とする。

(4) 圃場管理農機具用燃料については、ガソリン・軽油の配達が可能であること。

なお、ガソリン・軽油の配達においては、消防法の適合容器で運搬すること。

(5) 大型バスの給油も可能であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、説明書及び仕様書の問い合わせ先

郵便番号010-0195 秋田県秋田市下新城野字街道端西241-438

秋田県立大学秋田キャンパス財務チーム

電話番号018-872-1544

(2) 見積書等提出説明書及び仕様書の交付方法

公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年規程第18号）第8条に規定する休日を除き、令和8年3月25日から令和8年3月30日まで、随時交付する。

4 見積書等提出の期限及び場所

令和8年3月31日正午までに3に掲げる場所に提出すること。

5 その他

(1) 契約相手方の決定方法

見積業者が提出したレギュラーガソリン・軽油の全ての単価が予定価格の範囲内であり、それぞれの額に年間購入予定数量を乗じて得た額の合計額が、各燃料の予定価格に年間予定数量を乗じて得た額の合計額より低く、かつ合計額の最低価格者を契約者とする。

(2) その他

- ① 契約締結後において、基準とする市況価格に 3 円以上の変動があった場合には、契約単価の変更について協議する。変更幅については市況価格の変動率をもとに算定する。

変更(増減)単価 = (変更申出時の市況価格 / 契約時の市況価格) × 契約単価

- ② 協議申し入れについては変更希望月の前月末までに申し出ること。  
③ 契約単価の変動による適用日は、上記申し出の翌月 1 日からとする。  
④ 詳細は、見積書等提出説明書による。